

スポーツ仲裁に関する規則

平成18年4月 1日施行
財団法人福岡県体育協会

財団法人福岡県体育協会が開催する県民体育大会等の競技またはその運営に
関して行った決定事項に対する不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機
構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。